

# 第2回モニター会議 資料

## 「議員定数と報酬のあり方について」

- 現在の議員定数は平成23年5月に、また、議員報酬は同27年に改正し、今日に至ります。
- この改正以降、一定年数を経過したことから、本年7月に議会として「定数と報酬のあり方」の検討を始め、統一地方選挙の1年前となる令和4年4月を目標に、一定の結論を出すべく分析・検討を進めているところです。
- 芽室町議会基本条例では、議員定数と報酬等の改正は、住民の皆さんの意見を広く聴くことを規定していることから、第2回モニター会議のテーマに設定し、議員が直接モニターの皆さんと意見交換を図ろうとするものです。

まず最初に…

「議員」とは？

「議会」とは？

# Q 議員とは？①

# A 特別職公務員。

- 地方公務員法第3条第3項第1項に規定する「特別職公務員」。
- 公選または地方公共団体の議会の選挙、議決、同意等を得て就任する職。
- 議員のほか、副町長、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員等も同じ。

# Q 議員とは？②

A 人格・識見とともに優れた者

A 全体の奉仕者(憲法第15条)

- 住民の直接選挙によって選ばれる。
- 住民の代表者として議会の構成員となる。
- 議会活動を通じて住民の個別意思を総合し、地方自治体の意思を形成する任務を有する。

# Q 議員とは？③

## A 2つの側面を持つ。

- 憲法第15条による「全体の奉仕者である」側面。
- 全体的立場での「一般的な意思」による判断。
- 自らの選挙母体となった地区や組織の立場に立つ側面。
- 特定の立場での「分化的意思」による判断。

# Q 議員の使命とは？

## A 2つの側面を調整統合・ 昇華(※)すること。

※昇華(しょうか)／情念などが純化され高尚なものに高められること。

- 2つの側面から働く意思が、相反し矛盾する際に、調整統合する責務。
- 2つの側面から働く意思が、相反し矛盾する際に、昇華する責務。

# Q 議会とは？①

# A 議員の合議体。

- 住民から直接選ばれた議員で構成する合議体。
- 意思決定は会議における議決。
- 議長は会議の主宰者であり、議会の代表者及び事務統理者の二つの立場。

(主宰:中心となって人々をまとめ物事を行うこと、また、その人)。

# Q 議会とは？②

## A 町長と対等の立場。

- 地方議会は首長との「二元代表制」。国会は「議院内閣制」。
- 「二元代表制」とは、互いに独立し権限を侵さず侵されず、対等の立場と地位。
- 地方議会は「議事機関」（憲法第93条）。国会は「立法機関」。
- 「議事機関」とは、条例制定等のほか行財政全般の決定権限を有する。

# Q 議会の使命とは？

## A 町の政策の最終決定

## A 行財政運営の批判・監視

- 批判・監視 ≠ 非難・批評・論評。
- 適法か否か？公平・効率的か？民主的か否か？
- 住民の立場に立った「正しい批判と監視」。

さて、  
芽室町の実態は…？

Q 議員は何名？

A 16名。

昭和22年5月～62年4月 26名 ➡ 昭和62年5月～平成15年4月 22名

➡ 平成15年5月～23年4月 18名 ➡ 平成23年5月～現在 16名

Q 任期は何年？

A 4年。

(令和5年4月満了)

Q 女性は何名？

A 3名／16名(約19%)

幕別町 6名／19名 ➡ 31.6%(全国25位)

上士幌町 3名／11名 ➡ 27.3%(全国44位)

全国平均 11.2%

令和元年12月31日時点調(総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」)

Q 平均年齢は？

A 58.4歳。

(全道平均64.4歳)

令和2年7月1日時点調(令和2年度版「芽室町議会白書(概要版)」)

Q 会議回数は？

A 年間130回。

(全道平均65回)

(全国平均53回)

令和2年7月1日時点調(令和2年度版「芽室町議会白書(概要版)」)

Q 月額報酬は？

A 議員 204千円。

副議長 244千円。

議長 306千円。